

商店復旧支援補助金／商業活動再開支援補助金 第二次募集の御案内

宮城県では、東日本大震災で店舗に大きな被害を受けた事業者の方々が、店舗を復旧（補修や建て替え、別の店舗の借り上げなど）するために必要な費用の一部を補助します。

10月に最初の募集を行ったところ、非常に多くの方々から応募をいただきましたことから、この度、第二次募集を行うことになりましたので、お知らせします。

<ご注意>

これは補助金です。補助金の申請ができるのは、要件（裏面をご覧ください。）を満たす方に限られます。また、原則として平成24年3月31日までに復旧を完了するものが対象となります。（既に復旧を終えている場合も対象となります。）

なお、応募者が多数の際には、予算の都合により交付されない場合や、補助率の範囲内で減額して交付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

復旧の方法によって、2つの補助金のどちらか一方を選んで申請してください。

※ 両方とも申請することはできません。

店を補修する、建て替える場合

別の店を借りる、仮設店舗を用意する場合

商店復旧支援補助金

- ・施設の修復・建替経費
- ・設備の修繕・買替経費
- ・被災施設の解体撤去費 など

補助対象経費の1/2以内

上限 300万円

下限 100万円

商業活動再開支援補助金

- ・仮店舗の取得・借上経費
 - ・仮店舗の設備設置経費 など
- ※ 借上経費は最大24か月分まで

補助対象経費の1/2以内

上限 300万円

下限 100万円

※借上経費は年度毎に分けて交付します

補助対象経費

補助率

補助限度額

補助金の申請ができる方の要件

補助対象経費

申請受付期間

申請書提出先 など

裏面をご覧ください。

問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班

電話：022-211-2746（直通） FAX：022-211-2749

Eメール：syokeisisin@pref.miyagi.jp

ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/

補助金の申請ができる方の要件

▽補助金を申請できるのは、次のすべてに当てはまる中小企業者の方です。

- ①施設が全壊又はそれに近い大規模な被害（大規模半壊）を受けた方（原則として、り災証明書が必要です。）
- ②県内で事業を再開される方
- ③震災の時に卸売業、小売業、飲食業、運輸業、サービス業を営んでいた方（対象になる業種、ならない業種の主なものは下記のとおりですが、詳しくは県ホームページに掲載する補助金募集要領をご覧ください。）※サービス業などの一部で、対象業種を拡大しています。（複数の業種にまたがる場合は、主たる（売上高の最も多い）業種で判断します。）

▽次の事業を利用される方は、本事業を利用できません

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業【中小企業庁、宮城県】
- ・仮施設整備事業【中小企業基盤整備機構】
- ・その他県が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧等の補助事業

■対象となる主な業種■

小売店、飲食店、運送業、理美容業、クリーニング店 など

■対象とならない主な業種■

農業、林業、漁業、建設業、製造業、宿泊業、病院、診療所、福祉事業所、保育所、金融業 など

補助対象経費

▽補助金の対象になるのは、「店舗」の復旧のための補修、建て替え、借り上げと、その店舗の中に設置する「設備」の復旧に関する経費です。

▽他の事業者に貸し出すための店舗（貸店舗）は対象になりません。

▽「設備」については事業者の資産として計上するものに限りません。（備品などは対象になりません。）また、商業以外の用途にも使用可能なものは対象となりません。

■対象となる主な経費■

店舗補修費、建て替え費、設備修繕費

■対象となる主な設備■

商品陳列棚、厨房設備、理容椅子

■対象とならない主な経費■

土地購入費、土地造成費

■対象とならない主な設備■

テーブル、椅子、パソコン、車両、船舶（他の用途に使用可能であるため。）

申請書類

▽下記ホームページからダウンロードできます。また、申請書提出先でも配布いたします。

▽申請書への添付が必要な書類についても、下記ホームページからご確認ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/>

申請受付期間 申請書提出先

▽平成24年1月10日（火）から 1月27日（金）まで【必着】

※ 平日の午前9時から午後5時までの受付となります。

※ 郵送の場合は「県庁商工経営支援課」あて送付してください。

▽提出先

■県庁担当課■

- 宮城県経済商工観光部 商工経営支援課
仙台市青葉区本町 3-8-1 [Tel.022-211-2746]

■最寄りの県地方振興事務所■

- 大河原地方振興事務所 地方振興部
大河原町字南 129-1 [Tel.0224-53-3199]
- 仙台地方振興事務所 地方振興部
仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 [Tel.022-275-9114]
- 北部地方振興事務所 地方振興部
大崎市古川旭 4-1-1 [Tel.0229-91-0744]
- 北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部
栗原市築館藤木 5-1 [Tel.0228-22-2195]
- 東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部
登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 [Tel.0220-22-6112]
- 東部地方振興事務所 地方振興部
石巻市東中里 1-4-32 [Tel.0225-95-1414]
- 気仙沼地方振興事務所 地方振興部
気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 [Tel.0226-24-2593]